

第 3 4 号議案

足立区老人集会所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区老人集会所条例の一部を改正する条例

足立区老人集会所条例（昭和 5 4 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 7 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 1 0 条を削り、第 1 1 条を第 1 0 条とする。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。